

みのり信用保証株式会社保証付 とうしん多目的住宅ローン

令和7年11月4日現在

1. 商品名	・みのり信用保証株式会社保証付 とうしん多目的住宅ローン												
2. ご融資期間	・原則2年以上35年以内（1ヵ月単位）												
3. ご融資金額	・原則100万円以上5,000万円以下（1万円単位）												
4. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。												
5. ご利用いただける方	<p>・申込時年齢および実行時年齢と完済時年齢は、加入いただく団信の種類によって異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団信種類</th> <th>申込時年齢および実行時年齢</th> <th>完済時年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般団信</td> <td>満20歳以上 満65歳未満</td> <td>満80歳未満</td> </tr> <tr> <td>3大疾病団信</td> <td>満20歳以上 満50歳未満</td> <td>満75歳未満</td> </tr> <tr> <td>がん団信</td> <td>満20歳以上 満50歳未満</td> <td>満80歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>・現勤務先に1年以上勤務している方、同一事業を2期以上営業している法人役員や個人事業主の方、または年金受給中の方でみのり信用保証株式会社の保証を受けられる方</p> <p>・前年年収100万円以上の方</p> <p>・団体信用生命保険に加入できる方</p> <p>・借換資金としてお申込みの場合は、返済実績が1年以上ある方</p> <p>・当金庫の営業地区内にお住まい、またはお勤めの方</p>	団信種類	申込時年齢および実行時年齢	完済時年齢	一般団信	満20歳以上 満65歳未満	満80歳未満	3大疾病団信	満20歳以上 満50歳未満	満75歳未満	がん団信	満20歳以上 満50歳未満	満80歳未満
団信種類	申込時年齢および実行時年齢	完済時年齢											
一般団信	満20歳以上 満65歳未満	満80歳未満											
3大疾病団信	満20歳以上 満50歳未満	満75歳未満											
がん団信	満20歳以上 満50歳未満	満80歳未満											
6. お使いみち	<p>・親族間売買等に係る自己居住用物件の資金及び諸費用</p> <p>・親族居住用物件等の購入・借換資金及び諸費用</p>												
7. 担保	・ご融資対象物件（土地・建物）に当金庫が抵当権を設定させていただきます 抵当権設定には費用及び手数料が必要となります。（抵当権抹消時にも費用が必要です。）												
8. 保証人	<p>・原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、担保提供者、収入合算者がいる場合および保証会社が必要と認めた場合は連帯保証人（物上保証人）が必要となります。</p>												
9. ご返済	<p>・毎月元利均等または元金均等返済</p> <p>・ご融資金額の50%までボーナス時増額返済もご利用いただけます。</p>												
10. 手数料・保証料	<p>・みのり信用保証株式会社への事務手数料が必要になります。</p> <p>・事務取扱手数料は、1件につき110,000円（消費税込み）をお支払いいただきます。（その他、当金庫所定の住宅ローン事務取扱手数料、不動産担保手数料が必要になります。）</p> <p>・保証料はご融資利率に含まれております。</p>												
11. 火災保険	<p>・建物にはその時価を保険金額として保険期間を融資期間に合わせた長期火災保険にご加入いただきます。</p> <p>なお、保険料のご負担をお願いいたします。</p> <p>・保険金請求権にみのり信用保証株式会社が質権を設定させていただくことがあります。</p>												
12. 団体信用生命保険	<p>・みのり信用保証株式会社の指定する保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。</p> <p>・保険料は金利に含まれています。</p>												

13. お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型のみの取扱いとなります。 ・ご融資の利率は、毎年4月1日および10月1日の東信パーソナルプライムレートを基準として見直しを行います。 ・4月の見直しによるご融資利率は7月の返済分から、10月の見直しによるご融資利率は翌年の1月のご返済分から適用されます。 ・ご融資利率に変動があった場合でも、ご返済額の内の元本部分と利息部分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更しません。 ・ご返済額の見直しは5回目毎の10月1日の見直し時に行ないませんが、新ご返済額は旧ご返済額の1.25倍を上限とします。
14. 返済条件変更手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・返済方法・返済金額・保証人・抵当権等の借入条件の変更 … 5,500円（消費税込み） ・全額繰上返済（元金） <ul style="list-style-type: none"> 100万円未満 … 6,600円（消費税込み） 100万円以上500万円未満 … 33,000円（消費税込み） 500万円以上1,000万円未満 … 44,000円（消費税込み） 1,000万円以上 … 55,000円（消費税込み） ・一部繰上返済（元金） <ul style="list-style-type: none"> 金額一律 … 6,600円（消費税込み）
15. 金利情報について	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページまたは窓口へご照会ください。
16. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（フリーダイヤル：0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
17. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のご融資利率につきましては、当金庫営業日に、営業店または営業統括部（フリーダイヤル 0120-330-111 9:00～17:00）までご照会ください。 ・みのり信用保証株式会社の保証が得られないなど、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。